

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団大阪狭山水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和4年7月1日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
大阪狭山 第165号	藤浪設備工業株式会社 藤浪 博嗣	岸和田市包近町474番地の2	令和4年7月1日	令和9年9月29日
大阪狭山 第181号	株式会社創建 竹内 伸雄	堺市西区鳳西町二丁25番地の15	令和4年7月1日	令和9年9月29日
大阪狭山 第197号	株式会社リーフ給水システム 浦芝 直樹	堺市堺区石津町四丁3番29号	令和4年7月1日	令和9年9月29日